

令和6年4月・5月 予定表

どちらにお住まいでも  
相談いただけます

# 堺すいよう行政相談所

場所: **高島屋堺店6階**

中央エスカレーター横 (ユニクロ前)  
<最寄駅: 南海高野線「堺東」駅>

無料相談  
予約不要

## ◆ 行政相談 受付時間: 10時30分~15時40分 (相談は16時終了)

行政相談	4月	5月
国の行政に関する相談 (近畿管区行政評価局)	3日、10日、 17日、24日	8日、15日、 22日、29日

## ◆ 専門相談 受付時間: 13時~15時40分 (相談は13時30分開始、16時終了)

専門相談	4月	5月
税金に関する相談 (近畿税理士会) —所得税・相続税など主に国税に関する相談—	—	8日(水)
年金・社会保険に関する相談 (大阪府社会保険労務士会) —国民年金・厚生年金、協会けんぽの健康保険等に関する相談—	10日(水)	8日(水)
行政書士による各種手続相談 (大阪府行政書士会) —遺言、相続、成年後見等の手続に関する相談—	10日(水)	15日(水)
土地建物の表示登記相談 (大阪土地家屋調査士会) —土地の地目変更や測量、境界確定、分筆・合筆、未登記建物など—	17日(水)	—
不動産の売買・賃貸に関する相談 (大阪府宅地建物取引業協会)	—	15日(水)
司法書士相談 (大阪司法書士会) —相続、登記、訴訟手続、後見制度、司法書士法第3条に定められている 司法書士の業務範囲に属する相談等—	24日(水)	22日(水)
民事調停手続に関する相談 (大阪民事調停協会) —土地や建物、金銭貸借、交通事故、隣人トラブルなど—	24日(水)	22日(水)

※ 原則、毎週水曜日開催 (国民の祝日、年末年始、GW、お盆期間、堺一日合同相談所開催日、店休日を除く。)

※ 各専門相談は先着5組までの受付です。予約はできません。当日の受付開始前は、受付順整理券をお配りします。先着順のため、来所されても相談できないことがあります。

相談時間は約20分間です。時間を過ぎた場合、途中で終了していただくことがあります。

※ 相談員の体調不良などにより専門相談を急に中止する場合があります。

事前に電話や近畿管区行政評価局ホームページでご確認ください。

近畿管区行政評価局  
ホームページ



○ 国の行政に関する相談は、近畿管区行政評価局行政相談担当(電話: 06-6942-1100、ナビダイヤル 0570-090-110)でも受付けています。

【問合せ先】 (06) 6941-8358 [近畿管区行政評価局行政相談課]